

第十三回国会 衆議院 農林委員會會議録第四十二号

(一〇五二)

昭和二十七年六月七日(土曜日)

午前十一時三分開会

出席委員

委員長代理 理事平野 三郎君
理事河野 謙三君 理事井上 良二君
理事越智 茂君 理事小淵 光平君
理事川西 清君 理事坂田 英一君
理事坂本 實君 理事千賀 康治君
理事幡谷仙次郎君 理事原田 雪松君
理事大森 玉木君 理事吉川 久衛君
理事石井 繁九君 理事竹村奈良一君
理事足鹿 覺君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
農林事務官 平川 守君
(農地局長)

委員外の出席者

農林事務官(農政局農政課長) 大澤 融君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

六月六日

耕土培養法案(坂田英一君外二十三名提出、衆法第六二二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農地法案(内閣提出第八四号)
農地法施行法案(内閣提出第八五号)
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
耕土培養法案(坂田英一君外二十三名提出、衆法第六二二号)
農産物の検査及び防疫対策等に関する件

○平野委員長代理 これより農林委員會を開会いたします。

松浦委員長が本日病氣のため、私がかつて職務を行います。

この機会に念のためお知らせいたします。昨日坂田英一君外二十三名提出、耕土培養法案が本委員会に付託になりました。御承知おきを願います。これより本案を議題といたし審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平野委員長代理 異議なしと認めます。それでは本案の趣旨について提出者の説明を求めます。坂田英一君。

耕土培養法案

耕土培養法

(目的)

第一條 この法律は、食糧その他の農産物の生産の増進及び農業経営の安定を図るため、耕土培養を行うことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいふ。

2 この法律で「耕土培養」とは、土じょうの化学的性質が不良な農地につき、その性質を改善するため、石灰、鉄等を含有する物であつて農林大臣の指定するものを施用することをいふ。「耕土培養事業」とは、この法律の定めるところにより行ふ耕土培養のための事業をいふ。

業をいふ。

(耕土培養地域の指定)

第三條 都道府県知事は、毎年度、当該都道府県の区域内における農地の土じょうの化学的性質及びその不良の程度、土じょうの化学的性質が不良であると認められる農地(以下この條において「不良農地」といふ)の分布状況に關し、省令で定めるところにより都道府県が行う調査の結果に基き、都道府県農業委員會の意見を聞いて、左に掲げる基準に適合すると認められる地域を耕土培養地域として指定する。

一 その地域内の不良農地についての耕土培養の実施が技術的及び経済的に可能であること。

二 その地域がおおむね密集する不良農地から成り、且つ、その地域の面積が農林大臣の定める面積以上であること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、当該年度に限り、効力を有する。

(対策調査)

第四條 前條第一項の規定による指定があつた地域(以下「耕土培養地域」といふ)の全部又は一部をその区域内に含む市町村の長は、市町村農業委員會(市町村農業委員會が二以上あるときは、耕土培養地域の全部又は一部をその区域内に含む市町村農業委員會)の意見を聞いて、当該区域に属する耕土培養地域の部分内にある農地について対策調査を実施すべきことを都道府県に求めることができる。

ければ、これを拒んではならぬ。

5 第一項又は第二項の対策調査が終了したときは、都道府県知事は、当該市町村長に対し、遅滞なく、当該調査の結果に基き決定した当該農地についての耕土培養の実施の要否を指示するとともに、耕土培養の実施を必要とする旨の指示をする場合にあつては、耕土培養の実施に關し必要な事項を勧告しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による指示を受けたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(耕土培養事業計画)

第五條 市町村長は、前條第五項の規定により耕土培養の実施を必要とする旨の指示を受けたときは、その指示に係る農地(以下「耕土培養地」といふ)につき、同項の勧告に基き当該市町村の耕土培養事業計画を定めて、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項の耕土培養事業計画には、左に掲げる事項を定めるものとする。

一 耕土培養地
二 耕土培養事業の施行者
三 耕土培養事業の施行の方法
四 その他省令で定める耕土培養事業に關し必要な事項

3 前項第二号の耕土培養事業の施行者は、市町村、耕土培養地につき所有権その他の権原に基き耕作

の業務を営む者（以下「耕作者」という。）又は農業団体とする。

4 市町村長は、第一項の耕土培養事業計画を定めるには、あらかじめ、市町村農業委員会（市町村農業委員会が二以上あるときは、耕土培養地をその区域内に含む市町村農業委員会）の意見を聞き、且つ、耕作者が耕土培養事業を行う場合又は耕作者のために市町村が耕土培養事業を行う場合にあつてはその耕作者からそのことに關する同意を、農業団体が耕作者のために耕土培養事業を行う場合に於てはその農業団体及び耕作者からそのことに關する同意を得なければならぬ。

5 都道府県知事は、第一項の承認の申請を受けたときは、その申請に係る耕土培養事業計画の内容がこの法律（これに基く命令を含む。）の規定に違反せず、且つ、省令で定める基準に適合すると認めるときは、その承認をしなければならぬ。

6 市町村長は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なくその旨を公示し、且つ、第四項に規定する同意をした者に通知するとともに、その承認を受けた耕土培養事業計画を公表しなければならぬ。

7 第一項の承認を受けた耕土培養事業計画の変更については、前六項の規定を準用する。

8 耕土培養事業は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の承認を受けた耕土培養事業計画に準拠して行われなければならない。（指導及び監督）

第六條 都道府県は、市町村、耕作者又は農業団体に対し、耕土培養事業の施行に關し必要な指導を行うものとする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、それぞれ、都道府県知事又は市町村長若しくは耕土培養事業の施行者に対し、耕土培養に關し必要な報告を求めることができる。

（立入調査等）
第七條 都道府県知事は、この法律施行のため必要があると認めるときは、その職員をして、あらかじめ当該農地の占有者に通知させた上で、農地に立ち入つて調査させ、又は調査のため必要な最少量に限り土じよう若しくは農作物を採取させることができる。

2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（補助）
第八條 国は、毎年度予算の範囲内において、都道府県に対し、左の各号に定めるところにより、補助する。

一 第三條第一項に規定する調査、第四條第一項及び第二項の対策調査並びに第六條第一項の規定による指導に要する経費について、その一部

二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する経費につき都道府県が耕土培養事業の施行者に補助する経費について、その全部又は一部

2 前項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

（奨励措置）
第九條 国は、耕土培養事業の施行を円滑にするため、耕土培養事業の旅行者及び耕土培養のために施用する物又は耕土培養の効果を確認するため施用を必要とする肥料の供給を行う者に対し、資金の融通又はあつた旋その他必要な奨励措置を講ずる。

（開拓地についての特例）
第十條 農地法（昭和二十七年法律第二十号）第六十一号の一に該當し、又はしていた土地であつて農地となつたもののうち同法第七十四條に規定する三年の期間を経過するまでのものについては、政令で、第三條から第七條までの規定の特例を定めることができる。

2 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第四十一條第一項第一号、第三号又は第四号に該當する土地であつて農地となつたもののうち同條の規定、同條第四項で準用する同法第二十八條の規定又は農地法施行法（昭和二十七年法律第二十号）第三條の規定による荒渡の時期から起算して八年を経過するまでのものについて、前項と同様とする。

（特別地方公共団体に関する特例）
第十一條 この法律の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、都の特別区の存する区域にあつて特別区又は特別区の長に、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合において、当該町村組合又はその管理者に適用する。

附則
1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第十條第一項の規定及び同條第二項中農地法施行法第三條に係る部分の規定は、本文の規定による施行期日又は農地法施行の日がいずれか遅い日から施行する。

2 この法律施行前に都道府県が行つた第三條第一項に規定する調査に相當する調査であつて農林大臣が指定するものは、同項の規定の適用については、同項に規定する調査とみなす。

3 農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号及び第三條第一項の表の貸付金の種類の欄の第一号中「農地又は牧野の改良、造成又は復旧」を「農地若しくは牧野の改良、造成若しくは復旧又は農地についての耕土培養」に改める。

第三條第一項の表の貸付金の種類の欄の第一号中「公共事業費による補助事業に係るもの」の下に「及び耕土培養法（昭和二十七年法律第二十号）による耕土培養事業に係るもの」を、同條第二項中「公共事業費による補助事業に係るもの」の下に「耕土培養法による耕土培養事業に係るもの」を加える。

4 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 耕土培養に要する経費

○坂田（英）委員 ただいま議題となりました耕土培養法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。米麦等の食糧を始め各種農産物の生産を増加いたしますことは、経済自立の基本要件でありますとともに、農家の経済安定のためきわめて重要な施策であることはいまでも申し上げるまでもないところであります。農産物の増産をはかりましたためには、まずもつて農産物生産の基盤である農地の土壌、いわゆる耕土の生産力を増進すること、すなわち土をつくり、土を肥やさなければならぬのであります。特にわが国のように、過小の国土の中に過大の人口を養わねばならない国柄におきましてはその感をいよいよ強くするのであります。

農地の生産条件を改善するため、すでに農業土木的手段によつて、土地改良が行われて来ているのであります。が、これと並行して、耕土特に生産力の低い不良耕土に対して、農業化学手段によつてその化学的手段によつてその化学的性質の改良をはかりましたことは、極めて重要な事柄でありまして、これら兩者相まつて初めて農地の生産力はその全きを期待し得ると考えられるのであります。ひるがへつて、わが国耕土の事情を見ますと、自然的または、人為的の諸原因によりまして、酸性土壌、秋落水田土壌を初めとし、塩害地、泥炭地等各種の低位生産の不良耕土が広い範囲に分布し、さらにますます拡大せんとする傾向にありまして、農業生産を著しく阻害し、農村窮乏の重大な原因をなしているのであります。従つてかかる不良耕土を改善

し、国家資源としての土地肥沃度の涵養に努めますことは刻下の急務でありまして、かような事情にかんがみ、ここに一貫した計画のもとに、かかる不良耕土の解消をはからんとするのが本法律案を提出するに至りました理由でございます。以下この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一は、耕土培養地域の指定であります。都道府県知事は、農林大臣の指定に従つて管内の農地について、その土壌の化学的性質、不良の程度、分布状況等に関する調査を行い、耕土培養を実施する必要があると認められる地域について、都道府県農業委員会の意見を聞き、農林大臣の承認を受けて、耕土培養地域として指定することにより、耕土培養事業を集中的かつ効果的に遂行しようとするものであります。

第二は、対策調査であります。前に述べましたところによつて指定された耕土培養地域をその区域内を含む市町村の長は、市町村農業委員会の意見を聞いて、都道府県に調査の実施を請求することとしようとするのであります。ここで対策調査とは、農地に就いて耕土培養の要否及びその具体的な方法を明らかにするために、行つた調査のことをいふのであります。なお市町村長による対策調査の請求は、農業者または農業団体が所定の條件に従つて請求した場合においても行わなければならないこととしようとするのであります。

第三は、耕土培養事業計画の樹立であります。市町村長は、その請求によつて行われた対策調査の結果、耕土培養を実施する必要がある旨の指示並びに勧告を受けたときは、その勧告に従ひ、市町村農業委員会の意見を聞き、かつ関係者の同意を得て、所定の内容によるその市町村の耕土培養事業の総合的計画を定めて、都道府県知事の承認を受けなければならないこととしようとするのであります。しかし耕土培養事業は、この計画に準拠して行われることとなり、事業の施行者は、市町村、耕土培養地を耕作する農業者または農業団体となるのであります。

第四は、補助金の交付、奨励措置または指導監督等の助成であります。国は、都道府県に対し、耕土培養地域の指定のための調査、対策調査及び耕土培養事業指導に要する経費並びに事業施行者が耕土培養において施用するものを購入するために要する経費に對し交付する都道府県の補助金に對して補助金を交付するとともに、事業施行者及び耕土培養において施用するものまたは耕土培養の効果確保するため施用を必要とする肥料の供給を行う者に対し資金の融通またはあつせんその他の奨励措置を講じ、あわせて事業施行に關し必要な指導を行う等、諸般の助成を行うこととせんとするのであります。

第五は、開拓地に対する特別であります。開拓地の特殊性にかんがみまして、開拓地に対しては政令によつて、地域の指定、対策調査及び耕土培養事業計画の設定等について特例を設けることができることとしたのであります。

以上が本法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成を得られますよう切望する次第であります。

○平野委員長代理 これにて提案理由

の説明を終りました。本案に対する質疑は次会より行ふことといたします。

○平野委員長代理 これより開拓者資金増進法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○竹村委員 まず私のお伺いいたしておきたいのは、この法律によりまして、営農資金を貸し付けることが目的だといわれておりますが、従来の長期資金の貸付によつて、一体貸付額の償還あるいは利子の支払い、こういうものが現在どういう状態になつておるか、この点をまず伺つておきたいのであります。

○平川政府委員 昭和二十五年年度までに貸付を了しました金額が六十四億五千万円、これに對して償還に入りました金額が、二十六年年度までに七千七百万円、これに對して収入済みは六千六百万円、その歩合は八六％であります。

○竹村委員 これは大体貸付を終つた中から、償還というものが一応設定された額のうちの、利子は別でありますか、含むのですか。

○平川政府委員 利子も含んでおりますが、利子は法律によりまして、すえ置き期間中は無利子ということになつておりますので、金額はきわめてわずかであります。

○竹村委員 そこで私は、この貸し付けられた金というものが、政府の方では、ほんとに開拓の面に使用されておるかどうか、こういうような調査をされたことがあるかどうか。それからまた、その後貸付金をめぐつて、いろいろなりわさ等が新聞紙上に出てゐるわけでございますが、こういう点について

も調査されたかどうか。従つて、この資金というものが、ほんとうに開拓のために全部使われておるかどうか、この点を調査された点がありましたならば、承つておきたいと思ひます。

○平川政府委員 これは原則といたしまして、地方庁に常に指導されておるわけでありまして、もちろん開拓者のために全部使われておると考えておりますが、ただ組合等において若干問題が起つておるようなことも聞き及んでおるのであります。問題の発生しました場合に、当該の事案について、県指導いたしましたおるわけでありまして、

○竹村委員 なお今度のこの法案によりますと、今後五年間、いわゆる営農資金として貸し付けらるつきまして、利率が少くとも年に五分五厘というところになつておるのでございますが、営農資金として五分五厘という利率が適当かどうか。はたして農民が営農資金としての役割を果し得るために、こういう利率でいいかどうか。これは私はあまりに高過ぎるのではないかと考えておりますが、その点についてどういうふうに考えておりますか。

○平川政府委員 これだけの利率で経営に支障がないかどうかということとは、きわめて厳密に申せばむづかしい問題であります。これは大体の考え方といたしましては、入植早々の営農に必要な肥料、家畜等の資金につきましては、三分六厘五毛の利率をもつて貸付をいたしておるわけでありまして、従来はただそれだけの制度であつたわけでありまして、ただ今回この利率を上げました貸付けを考へておりますものは、入植後三箇年、従来の貸付で

やつて参りました開拓農家で、なおかつまだ不十分である、そこで家畜等の購入につきまして、中金程度でもよろしいから、さらに資金の貸付を望む、こういう状態のものがあるわけでありまして、従来の法律のままで参りますし、法律の運用で、法律上からは必ずしもできないわけではございませんけれども、従来の建前といたしましては、入植後三箇年に対して、一定の金額を貸し付けるといふことになつておりましたわけでありまして、それにプラスするものとして考へておるわけでありまして、御承知のように、一般の農家に對する家畜の導入につきましては、利子補給の制度がありまして、五分の利子を補給する、これによつて中金等から借り入れます一割二分五厘程度の利子が、七分五厘程度に低下する、こういうことになつておるわけでありまして、開拓農家のことでありますから、それよりも若干下げたい、ということでも、三分六厘五毛程度には行かないけれども、五分五厘程度でやつて参りたい。これで営農としては、一応三箇年を経過した農家のことでありますから、まず成り立つのではないかと、

ように考へております。

○竹村委員 開拓者が三年後も必要とするので、少し高いけれども貸す、こういうことを言つておられるが、それで私ひとつ承つておきたいのは、現在こういうふうな、開拓者に対して国家の費用をもつていろいろ貸付をやつて、開拓地の完成あるいは開拓者の生活を改善する方策をとられるわけですが、しかし実際問題として、個人がこの貸付を受けるについては、相当手続や何かで困難があるのではない

が、具体的にそのいうまいケースが起りますれば、常に指導あるいは注意を怠らないということになつておきます。概して申ししますと、終戦後の入植早々の時分に、かなりまいまいことがあつたようでありましたが、最近におきましては、上ほどそのいうケースは少いように考へております。しかしなお注意を怠らないつもりでおりますので、具体的にそのいう問題が起りますれば、われ／＼の方でも十分注意するつもりでございますので、具体的に事例については、組合員なり何なりから、県の方なりあるいは農地事務局なりに申出があれば、十分そのいう、ある人が非常に不正な取扱いを受けるというこのことないようにはしたい、かように考へております。

○竹村委員 もう一べん根本的な点について聞いておきたいのですが、大田開拓地の開拓に対する予算等を見ておきますと、相当組まれておるのですが、しかしそれだからといって、これは決して、満足すべきものではないのであります。今後日本において——これは農林省の統計だつたかと思ひますが、少くとも日本の国において開拓に適するような面積は、私は八百万町歩ある、かように見ておるのですが、一体農林省の方ではどれだけのと見ておられるのか、しかもそれをどういうふうに、何箇年計画で開拓しようとしておられるのか、この点を伺いた

は、そういう意味の図面において傾斜度から見たといつたようなものでございまして、具体的にそこに開拓民が入つて、はたして営農が成り立つかどうかという点につきましては、上ほど慎重を要すると思ひます。大体私の方で、傾斜度のほかにさらに気象その他の條件、経済條件等を調査いたしましたので、今後開拓に適するだらうと現在見ておりますものは、約七十万町歩くらい、これならば、非常に悪い所へ入れて、そのために開拓民が困つたというやうな非難を受けることなしに、十分営農の成立する開拓農家がでるだらうという、どつちかと申しますと、かたいところを踏んでおるつもりでございます。七十万町歩くらいはあります。一応これを十箇年くらいでやりたいというの、私どもの考へてございまして、これはしかし予算を伴う問題でございまして、御承知のように本年度あたりの予算のスピードで参りますと、まず二十年ないし三十年はかかるというふうに考へられます。

○竹村委員 私は農林大臣に伺いたいのですが、先般もいわゆる食糧自給の問題をめぐつて農林大臣に質問いたしましたところ、農林大臣は、大体五箇年計画で、相当の食糧自給態勢をつくつて考へると言われましたが、今農地局長の説明を聞きますと、わずかに七十万町歩、われ／＼は八百万町歩と押える、その約一割にしか相当しないものが、今後十箇年くらいかかる、こういう話ですが、そういういたしますと、農林大臣の言う食糧自給五箇年計画というやうなものは、これは夢物語を言われたというふうに考へるのですが、この点はどうでしょう。これは十箇年も

かかつてわずかに七十万町歩くらい開墾しても、どうも大したことになるまいと考へますが、この点はどういうふうに考へますか。

○野原政府委員 農林大臣の答弁の要旨をよく知りませんが、私推察しますのに、食糧増産五箇年計画は、大体米麦を主とした食糧自給、しかも土地改良あるいは開拓、干拓等を、具体的に国内の食糧自給態勢を強化するといふ意味合いにおいて立案されたものであつて、既耕地の土地改良事業等を大いにやると同時に、また新しく耕作面積を増加せしめるといふやうな点で、あの計画は立てられておるといふふうに私は見ております。ただ竹村委員の御質問の、八百万町歩を開拓できる土地があるといふこと、これに対して平川局長のきわめて現実的な面から見た、かたいところを踏めば七十万町歩といふ、たいへんそこには開きがあるわけでありまして、私の見解を申し上げますならば、これは見方によつていろいろあると思ひます。つまり今までのやうな日本農業の姿で米や麦をとるといふやうな観点から言つて、あるいは七十万町歩くらいといふところがかたいところではないかと思ひます。主として従来考へておる日本の農業の姿、これはスイスあたりのやつておるところの山岳農業であるとか、あるいはデマークなどのやつておる輪作形態による酪農経営といふやうなもので考へて、ひとつ農業の経営といふものを拡大強化して——私はいつも何かといふと言つたのですが、山も一つの農場だといふやうな概念から、今後の山の問題なども考へて行くとすると、これは

非常に拡大されて来るのであります。但し日本の国土の現状から見まして、そういう場合であつても、森林は森林としてやはりその機能を發揮させなければならぬわけですから、これを開拓に適するといふやうなことからみだりに切ることには、これはまた治山、治水の面、国土の保全の面から危険が伴いますので、おのずから山地に対する問題、あるいはまた牧野の問題、酪農の振興とあわせ考へて、漸次農業の支配力といふか、及ぼす範囲といふものがだん／＼広がつて行くことは、期待されるわけでありまして、いろ／＼な面から見ると、将来おそらく今後十年なり二十年なり、人口が一億にもなり、それ以上にもつとだん／＼なつて行く場合においては、かなり広汎な地帯が、やはりその環境にふさわしいやうな農業経営の対象として考へられて行くのではないかと、現段階においては、局長の言う七十万町歩といふやうなかたいところを踏んで行くのが適切であらうと思ひますが、これはずつと将来の問題としては、日本の農業経営の行き方、農林一体として、そこに総合食糧自給態勢とも申すべき、あるいは土地生産の一つの大きな産業として考へて行けば、これはもういつたかなり広い部分がその対象として考へられる段階が来るのではないかと、いふふうに考へます。その点から言へば、あなたが竹村君の言うのも、單なる一つの机上の空論ではないだらう、やはり理想として考へ得ることであるといふふうに考へております。

○竹村委員 いろ／＼構想を承りましたが、この点については、やつておりますときりがないのでこの辺でやめますが、しかし、少くとも私の言う八百万町歩というのは別としても、一応大田開拓の上から見れば、六、七百万町歩はある、これははつきりしているわけですから、従つて地図の上から見て開拓可能地が六、七百万町歩はあるとするならば、そのうちの一割を可能地として開拓される。しかし私は地図の上で可能なものを、いかにしてこれを現実の可能にするかといふところに政治の根本があり、食糧自給の根本があると考へておるのであります。しかしこの議論をやつておきますときりがないので、私はやめます。

そこでもう一つ伺つておきたいのは、こらいう七十万町歩を十箇年で開墾して行くといふことになりまして、日本の農地といふものはだん／＼減少して来るのではないかと、少くとも開拓地等において開拓をやつて、そこで果樹の栽培をするとか、水田をつくるとか、麦をつくるというやうに持つて行く、総合的な農業計画といふものが必要になつて来るのではないかと思ひます。そういう点は議論はいたしません。私、私の聞きたいのは、少くともやうな形でやつて行くと農地が非常に減少して行く。現在でも、たしか二七十万町歩であつたと思ひますが、終戦直後に比べてみると農地は減少している。このことははつきりしているのです。そうなりますと、どうしてもだんだん減少して行くのではないかと、これに對しましては、先般農林大臣は、人口も増加し、宅地や工場もふえて行くので、農地は減つて行くから、これに對しては何とか法案を考へていると言われておりましたが、それは別として、ここで私の言いたいのは、開拓地

で現在一番問題になつております警察予備隊あるいは米軍の駐留基地に取上げられようとするもの、あるいはその可能地として入れられておるものは、一体どれだけのものがあるか。しかもこの取上げられようとするものにどういふような措置をとるか。これは前々から何回も質問しておるのでございますが、入植者に対する補償等もいろいろ食い違つて、百万円ぐらいと農林大臣は言つたけれども、実は予算は一文もありませんというのでは、開拓者は非常に不安でたまらないと思つたのですが、これに対しては一体どうするか。どのくらい面積を取上げられる予定になつておるのか。これに対してどういふ考えを持っておるのか。この際明らかにしていただきたいと思つております。それに対して、片方で少しく営農資金をこしらへても、こういう点があつては開拓者としては非常に不安でたまらないと思つたので、この点を聞いておきたいと思つております。

○平川政府委員 駐留軍の用地につきましては、従来接収されております農地の約五千八百町歩、それから薪炭その他の附帯地が八千九百町歩ほどございます。これを今後どうするかにつきましましては、現在合同委員会等で相談中でございます。現在はこのすでに接収されたところは使われておるわけでありまして、おそらく七月ごろまでに、あるものは解除し、あるものはふやすというところ、具体的な地区についての相談が固まると思つておりますが、われ／＼といつたしましては、極力農地を避けようという方針をとつておるわけでありまして、合同委員会といつたしましては、アメリカ側もその趣旨に賛

成をいたしておるわけでありまして。従いまして、現在一つ／＼の地区について相談をいたしておるわけでありまして、その地区の中に農耕地が予定されております場合には、できるだけこれを避け、何かかわりの所はないかということ、場合によつては共同調査等もいたしまして、極力農地をつぶすことを避ける。また開拓者がその土地を失つて他に出なければならぬというところを、極力避けるという方法をとつておるわけでありまして。具体的には、七月ごろになりませんとはつきりいたしません、おそらくそう多くの農耕地をとられることなしに済むのではなからうか。またわれ／＼としては、そういうようにいたすために努力しておるわけでありまして。警察予備隊につきましましては、従来使われております農地が約二千二百町歩、附帯地が二千五百町歩くらいでありまして、これについてはまだ向うの方の要望がはつきりいたしません。現在私どもの手元では、おそらくこの辺の地区ということを考えているだけでありまして、どのくらい面積をどうするかということについては、まだ具体的な相談に入つておりません。駐留軍の方を急ぐものでございまして、もつぱらそちらの方をやつております。これについても、態度をいたしましてはまったく同様でございます。できる限り農耕地を避けるという態度で折衝いたしたいと考えております。なお万一農耕地をとられる場合の補償の問題につきましては、たとえば農業改良のためのダムの水没地の農家の実例にいろいろ似たようなものがあるわけでありまして、そういうものと劣るところのないよう、つま

り開拓者あるいは農家が、このことのために経済的に非常な不利をこうむるというところは、少くとも避けるという意図におきまして、万やむを得ず農耕地をさかなければならぬ場合におきましても、その補償について十分考慮するということ、これにつきましましては、目下大蔵省と補償基準について折衝中の段階であります。

○竹村委員 そこで私はもう一つ聞いておきたいのは、たとえば開拓地をいづゆる駐留軍が直接使用するもの以外に、行政協定を見てもみますと、その基地の周辺の権利、権能も、あげていづゆる駐留軍のもとに入るといふことになつておるのです。そういうことになると、今おつしやいました五千八百町歩、八千九百町歩以外のその周辺、つまり開拓地がとられて基地がつくられておるその周辺の部分は、どのくらい範囲ですか。単に開拓地だけではなしに、その附近に散在するところの、今までの普通の農地も非常に脅威を感じることになつておるのです。この点に対してはどういふ考えを持っておられるのですか。これはどのくらいの範囲に及ぶのか。その辺はどういふものですか。

○平川政府委員 直接の支配下に入りましますのはただいま申しました面積でありまして、その他はその地区に至る途中の通行その他の程度というふうになっております。

○平野委員代理 竹村君に申し上げますが、他に質疑の通告者があります。他の法案で開拓行政全般についての御質疑の機会もあります。その点御留意の上この法案の趣旨から逸脱しないようにお願ひいたします。

○竹村委員 それでは委員長に申し上げ

げますが、そういうような点について十分質疑をいたしたいと思つております。農地法の審議にあつては、十分質問する時間を留保して、この問題については委員長の注意を了承してもう一点だけにとどめます。

私が伺いたい最後のことは、今おつしやいました補償の問題ですが、ほかの農業改良その他についての例を参照してとおつしやいますけれども、開拓者が攻々営々として開拓した土地を取上げられる場合、大抵心配のない程度にするというだけでは問題は解決しないと思つた。かわつた形における開拓地があるのだから、国家の費用で元の開拓地に入植した当時における同じ條件のもとに開拓し得る土地を与へ、しかも開拓するまでの費用、それまでの生活費等を補償するくらいは積極的な考えがなければならぬと私は思つております。根本的にいいますならば、これを取上げることには私は絶対反対であります。しかしもしそういうことになつた場合においては、単なる補償を大蔵省で考えているというだけでは、日本の食糧増産の第一線を当担する開拓者に対する政府の考えとしては、あまりにも不安でならないのであります。政府としては至急に具体案を立てて、これはどうするのだということと言われたい、どこが駐留軍にとられるのか、あるいは警察予備隊にとられるのかもわからないという問題が起る。そこで農地法の関係で農林大臣が火曜日に来られるそうですから、至急にまとまつた見解を農林大臣の口からつきり言明できるように、あなたの方から、あるいは政務次官にもお願ひしておきますが、答弁できるようにし

て出席してもらいたいということを、特に政府にお願ひして私は質問を終ります。

○平野委員代理 足鹿君。

○足鹿委員 私、本議案に関連して開拓政策の問題について伺いたいと思つておりましたが、他の機会でもまた発言の機会はあるようでありまして、で、ほんの二、三、今の竹村委員が御質問になりました点と関連いたしまして、開拓政策全般について若干お尋ねをしてみたいと思つております。

接収地の問題が今やましくなつておりますが、補償基準の問題で、大蔵省その他もなか／＼意見が一致を見てないよう聞いておりますが、この点についての折衝の現在までの経過はどういふふうになつておりますか、それを一つお伺ひいたしたいのであります。それから補償金なり賠償金をもらつた農家に対しての課税免除のことを、関係方面でも相当期待をいたしておりますが、そういう点について、関係省との間にいかうに話合ひが進んでおりますか。それを第二にお伺ひいたしたいと思つております。

現在農地調整法があるのであります。この農地調整法が、結局、接収地の問題に関連しましてはある程度無視されるような傾向もあると思つております。伝え聞くところによりますと、現行農地調整法よりもつと強度な強制徴収のできる新法律を当局は準備をしておられるということをお聞きしたいと思つております。

○平川政府委員 補償基準の問題につきましましては、大蔵省の方と話し合ひをいたしまして大体その土地代及び立木を

の他の財産に対する補償、それから家屋の移転費というような、従来水浸地の農家等に対して出しております一般

的な各項目につきましては大體話し合がついておるのであります。ただ問題になっておりますのは、いわゆる作離れ料の問題でありまして、われわれの方は大體年所得の五年分くらいを作離れ料として出してもらいたいというところを要求しておりますのに対して、大蔵省の方では三年分くらいということを考えておるのであります。この点につきましてはまだいろいろ折衝中でございます。われわれは、折衝しては五年分くらいを出してもらわなければ困る。先ほどのお話もありましたように、新しい開拓地に移るにしましても、それだけのものは必要であるということをお主張しております。

それから、租税の問題につきましては、そういう各種の補償料というものは、大體において、いわゆる損害賠償、損失補償のような考え方のものであるからして、少くとも所得税の対象にはしてもらいたくない、こういうことを主張しております。この点は大體了承しております。この点に農地につきましては、財産評価の差額の程度に對しては、開拓地の程度で、その他の、作離れ料その他に對して所得税をかけるというようにはいたしません。それから家屋の移転費というようなものに對しても、これは損害賠償のようなものであるから所得税はかけないというのを主張しております。大體その点は了承しているようでございます。ただ、形式的にまだつきりいたしませんので、その点を形式的にはつきりいたしたい、かように考えます。

それから第三点は、これは先般も農地の墾荒はなだしいので、農地がむやみに墾荒されないよう、もつと強いつつに墾荒されたいという御意見が当委員会からあつたわけであり

ますが、私もどうもいたしたわけでもありません。要は、農地が墾荒されまうと、許可制度というより、なにかが厳密に行われることが必要であるということ、またもう一つ、農地の墾荒される一つの原動力は、農地をつぶす方が、新しく林野あるいは工場の焼け跡等を修復するよりもかえつて安上がりであるという状態があるのじやないか。これを何とか直さないことには、警察予備隊等につきましても、われわれ農地の側から極力これを反対いたしますけれども、御承知のように、現に市町村において、あるいは府県において誘致運動が行われているというふうな事象もあるわけであり、す。そういう傾向を防ぐ何らかの措置が必要じやないかというのを考えておるのでございますが、まだ具体的に申し上げる段階に至っておりません。

○足尾委員 大體いまの補償の問題については、大蔵當局ともいろいろ御折衝の上、ある程度結論に達してあるというお話でございまして、これに對しては、また補償金、賠償金等に對する免税の問題についても、大體話し合がついたというところであります。それは具体的にどういう方法によつておやりになりますか。その点についてもう少し伺いたしたいと思つております。

○平川政府委員 結局形式的には、受けたる補償について租税特別措置法の適用をいたしまして、それによつて所得税の対象にしない、こういう措置になるわけでありまして、

○足尾委員 これは開拓者の死活の問題でありますので、本日御説明になりました点が開拓者の期待を裏切らないように、より一層強く実現のために御盡力をお願いしたいと存じます。なお、この開拓政策の問題についてお伺いしたいのであります。政務次官でもおつこうですか。お答え願ひたいのですが、今の日本の開拓政策は、もうある一つの段階に來てゐるのじやないかという感じが、私は非常に持つてゐます。今までのような、政府が最初は集団でやつたものをまた個人の営農に、個人経営に持つて行くというふうな行き方では、なか／＼今後の発展が困難ではないかという感じが持つてゐます。その一つの現象としては、営農者の病氣であるとか、その他いろいろ事情によつてでありまして、下山をして行く者が相当あるというところを先刻お話しになりましたが、それをただ単に営農者の個々の事情にのみ求めることは、少し無理ではないかと私は思ふ。全体的に、下山を余儀なくしなければならぬところの、開拓地における営農の基本的な問題が解決されておらないために、そういう個々の事態が生じて来るのではないかと印象を強く持つておるのであります。従つてこの対策として、私はやはり国営開拓地というものが、相当大規模な集団的な方式が取上げられて行かなければならぬのではないかと、感じを、最近強く持つております。た

とえば野原さんは林野関係の權威者であります。林野方面において農地林の開拓が盛んに言われておると考へる。この農地林の開拓は、やはり開拓問題と関連をして考へてみなければ、私はほんとうの効果が上らないと思ふ。農地林の開拓に對するところの努力の提供であるとか、いろいろな点において、農地林開拓と開拓者との関係は、私は非常に密接であらうと思ふ。従つてそれが総合的な計画として取上げられ、そして国がそれに対して強力な支援を与えて行くということが、私は非常に大きな課題であると思つておる。結局この開拓政策といふものが、もう少し大きく総合的に、林野政策とも相当緊密な連絡のもとに樹立され、実行されて行かなければ、今後ともますます、私は下山、離脱して行く者が増加して行くのではないかと、いうことを懸念いたしておるのであります。一方においては建設省を中心にして総合開拓計画といふものが大規模なもので行われておられますが、それらと農林省方面で考へておられる開拓政策との関連といふものは、どういふふうにお考へになつておるのであります。また、少し無理ではないかと私は思ふ。全体的に、下山を余儀なくしなければならぬところの、開拓地における営農の基本的な問題が解決されておらないために、そういう個々の事態が生じて来るのではないかと印象を強く持つておるのであります。従つてこの対策として、私はやはり国営開拓地というものが、相当大規模な集団的な方式が取上げられて行かなければならぬのではないかと、感じを、最近強く持つております。た

の長期資金にいたしました。外国の事例等を調べてみても、デンマークあるいは最近日本が手本にしておるアメリカの開拓資金等を調べてみても、四十年前後の長期であつて、しかも年二分というところがきつめて低利なもので現実にやつておる。ああいう経済力のある地帯においてすらも、国家がそういう資金の融通をしておるにもかかわらず、日本のようなこの貧弱な開拓地に對しては、現在の三分六厘五毛でも、私はそれではないと思つております。それを二十三年以前

の入植者に對しては、これを適用することなしに、新たに五分五厘に、しかも中期資金に切りかえて行くといふことは、私は當を得ていないと思つてゐます。この提案理由を讀んでみても、入植後数年経過して、ある程度力がついておるから、従来の長期資金でなくとも中期資金でいいというふうな言つておられますが、しかし現実には三割も離脱者があつておるといふことは、開拓者に力がついておらない現実の証拠であります。私は政府が提案理由として、入植者が数年経過して力がついたという認識に立つて、このような金利の三分六厘五毛をさらに五分五厘に上げるのだという本一改正案を提出されたことと存じますが、そういう点で私はこの案は當を失つておると思つて、むしろ従来のごとく三分六厘五毛を踏襲して、二十三年度以前のものに對しては新しく資金融通の道を開いて行くことが、私は必要ではないかと思つてゐます。にもかかわらずこういう案を御提出になつた当局のその立案の根拠、開拓政策全体について、私

の不満であります。現在の三分六厘五毛

もは関心の度合を疑いたいと思うのですが、そういつた点について政務次官の総合政策の点と、それからこの案を御提出になった根拠という大げさになりませんが、そのお気持ちについてもう少し伺いたいと思うのです。

○野原政府委員 開拓政策全般に対して非常に建設的な御意見を伺いました。私も非常に同感の点が多いのであります。開拓に對しては、いよいよも離脱者を出すという事は、一部離脱される方はまことに気の毒であります。開拓政策が徹底を欠いておつたというこのことが原因になるわけでありま。その点に對しては、従来私どもも開拓に先行いたしまして、開拓者を入れるだけの諸條件を整備する、すなわち道路を通すとか、あるいはまた電氣までもとす、期待できないにしまして、少くとも道路くらい通してやらなければならぬという事は、非常に熱意を持っておるわけでありま。ところが国家財政の現状からいまして、御承知の通り終戦後における国内の食糧自給態勢の問題とあわせ考えて、開拓政策なるものは非常に熱意をもつて行われたにもかかわらず、入植とその建設とが非常にびつたりと行き得るだけの予算的措置がなされなかつたといふところにも、問題があるわけでありま。せつかく入植者は入つたが道路はできない、あるいはまた建築の方も思うように行かない、同時にまた御承知の通りインフレ時代でありまして、せつかく資金は貸し付けたけれども、建てるころになると借りた金では追いつかなくなるというやうなこともございまして、そこに経済の非常な不安と混乱の時代もあつたのであ

ります。今後におきましては、やや安定をしておりますので、先ほども御指摘のごとく、新しくとられる開拓政策なるものは、一つの転換をするべきではないかというお話でございまして、まことにこつともでありまして、国土総合開発計画の進展に伴ひまして、山林、耕地といふやうなものの調整を十分考へ合せた開拓が進めらるべきものであると思つております。特に奥地開拓等と関連しての開拓といふものは、私も実は理想はぜひそうありたいものだと思つておる一人なのであります。もうすでによほど古い話であります。私が、青森におりました当時、野岱といふ所がありまして、そこは海岸を離れること約八里の地点で、それは全部国有林でありまして、その国有林は非常に未開拓の山林でありまして、その地帯に開拓をいたさすべく、国といたしまして、進んでそこを開拓地として、相当面積を不存置林野に編入いたしまして開拓せよとしたのであります。ところが當時は今から十七、八年前でありまして、たれも開拓の希望者がなかつたといふこと、たゞ希望して来る方があつたといふこと、実際に調べてみますと、山が目に當ててあつて、立木だけでもええとあつたといふやうないわゆる利権をある人たちが多く、それではどうも困るのであります。切つてしまつたあと、そのまゝ行かれてしまつては困るというふうなことで、せつかく野山山林の約一万町歩の山林開拓を進めるために、どうしてもそこに定着する相当数の林業労働者、熟練したそま人の他がなければこの開拓はうまく行かない。従つて當時そこに開拓民を置いて、

て、そして營農もやらせる、山林の開拓もやらせるという構想を立てまして、そこを不存置に編入して開拓を進めたわけでありま。ところがだれもないといふことで、そこで私は開拓研究のためにみづから進んで実は開拓をいたしまして、いろ／＼とそこに農耕地をつくつてやつたこともありま。今はよりやう時代の脚光を浴びまして、そこが開拓を始めようになりつて、山が経営と開拓がびつたり行つてゐる事例の一つと思つております。全国にさういふ箇所はたくさんあると思つております。さういふ問題は現実のケースとしてとらえまして、私も、山の開拓と開拓といふものは十分考へなければならぬといふふうに考へております。

一つの例であります。今度岩手山麓の岩洞ダムといふのををつくるという計画がいよいよ実現されますが、そこなどもこれ一、二万三千町歩ばかりの未開拓資源がございまして、その地帯はやはり開拓をすれば必ずできるところの、少くも四、五千町歩の牧野と農耕地の適地があるものであります。これらほとんど今まで何ら手をつけておりません。あの丹藤川の奥の岩洞を中心とする蘆川一帯も、さういつた新しい時代の考へ方から開拓が当然実現できるものであるといふふうに考へております。さういつた点で、今後の開拓はあくまでも地についた大きな国土の総合開発計画、あるいはまたその現地現地の立地的環境等を十分考へあわせまして進めたいといふふうに考へております。

それからただいま今回の資金融通法によるところの融資の利子が五分五厘といふふうなことは、どうもはなはだ徹底を欠いておるといふ御意見であります。私も実は一面同感でございまして、でき得べくんば三分六厘五毛といふ従来の低率にしたいのであります。ただ諸外国との比較等もなしました。が、外国では、アメリカ等では年二分といふやうな安い利息で、非常に長期の資金を貸し付けておる。日本でもさうしなければならぬといふ非常に高邁な理想と私は拝聴いたしました。日本における国家財政あるいはまた経済の事情等からいまして、これは大蔵大臣の領域になります。何分にも利息が高過ぎることはお互いが非常に苦心しておる点であります。その点は国際的な視野から見しても、おそろしく日本は利息の低いところは今日はないのじやないかと私は考へますが、それだけに最も低利でなければならぬといはずの開拓者の資金融通も、御指摘のごとく勉強してしまつてもせい／＼三分六厘五毛といふやうな現状でありまして、はなはだその点は国家財政の貧困を嘆かざるを得ないのであります。それにつけても五分五厘といふのは高いじやないかといふ御意見は、一応ごもつともであります。何分にも国家全体の財政との関係もありまして、あるいはまた現実の問題として、この融資法では一応低利で貸付をしたそのあとのまた営農が十分でない、短期でもいかにその資金を流してやめることによつて、営農が確立される。そのために営農の効果があるといふものに對して、短期の五年程度の資金の融通の道を開こうといふ、一つの新しい局面展開の意味の資金なのであります。従つて利息等につきまして

も、他の一般の利息から見れば五分五厘といふのは相当安くしてあるわけでありま。他との比較対照の問題から言へば、政府としまして、せい／＼できるだけ安くしようとして努力したわけでありま。五分五厘といふのは徹底を欠いておると言へば御説の通りであります。今までの二十三年度前の利息に對しましては、開拓者資金融通法による貸付けを終つたあとは道がな。その道がないやうな点に對しまして、一つの新しい道を切り開くといふ点において、徹底は欠いてゐるかも知れませんが、資金融通法はやはり私は営農上に効果期待されるのではないかと、將來の問題といたしまして、これに對しましては極力金利を引下げるとか、あるいは資金融通のわくを広げるとか、さういふやうな努力は、政府といたしまして一生懸命やりたいと考へております。

○足原委員 いろ／＼と御苦心のあつたことはわかるのですが、このいただいた資料を見ましては償還金が一万円から六千円、三千円と三年次計画で一回六千円の返済といふことになつておる。現在のところ六千円程度でもつてります。はたして返済の十分なものが入できるかどうかといふことにつきましても疑問があります。また將來二償還ですが、年間すえ置いて三箇年間の年賦でありまして、最終は今から五年先になりそのときにおける経済変動といふやうな場合を考へました場合に、私は現在の入植者の実情から見まして償還能力がはたしてあるかどうか、非常に疑わざるを得ません。從來の年賦償還実績を見ましても、二十四年度のものに相当未納金が少ないようであり

ますが二十五、二十六年度と二割前後の未納金が現にいたいた資料に載つておりまして、三分六厘程度の利率でもつてすらもこの程度の未納金が出て

いる、いわんやこの金利が五分五厘に引上げられた場合に、はたして現在の開拓地富農として、この償還能力があるかどうか、私は疑わざるを得ません。従つて私は、この点について農林省が御努力、御努力なさつたことについて

は認めますが、これはそのままでいいけないと思ひます。この点につきましては、一応この法案がかりに成立いたしましたとしても、もつとこの金利の引下げの点については、農林省をあげて御努力をなさなければならぬと思ひます。従来

の利率でもつてすらもこの点について農林省が御努力、御努力なさつたことについて

は認めますが、これはそのままでいいけないと思ひます。この点につきましては、一応この法案がかりに成立いたしましたとしても、もつとこの金利の引下げの点については、農林省をあげて御努力をなさなければならぬと思ひます。従来

の利率でもつてすらもこの点について農林省が御努力、御努力なさつたことについて

万円の計上になつてゐるわけであり

ます。○足農委員 そうすると、二十三年度前のものについては、現行のままで行くと、金融の道がふさがるから、結局そのものに対して金融の道を開いた、

こういう意義をこの法律案は持つておるわけですね。それ以外にあまり大したものはないわけですね。さうに解

○平川政府委員 その通りでございます。○足農委員 どうも私は、この法律案そのものの趣旨はわかるのであります

が、なぜこの三分六厘五毛のものが踏襲できないのでしょうか。今野原さんは、アメリカなりデンマークの、四十

年賦の金利二歩というふうな事例が、外国にもあるというのを言われたのであります。この通り日本でもやれ

ておるにしましても、わずかに二億円のものをこの十五億三千二百一十萬圓の

中に含めなければ、この法案が国会提出の機運に至らないといふことは、私

ども理解することができぬ。この程度のもので、さういふふうな金利を引上

げて国会に提出しなければ成立を見ないといふようなところに、私は政府目

体として開拓政策に対するところの熱意のないといふ問題も、具体的に現わ

れて来ると思ひます。これが二十億だとか二百億であるといふことになれ

ば、大蔵省ともいふ／＼折衝上困難が

あらうと思ひますが、どうしても私はその点十分了承することはできぬので

あります。本年はまずこれとしまし

て、将来において、これをいわゆる三分六厘五毛にまで引下げて行くといふ

ことについて、当局も御努力にならなければならぬと思ひますが、これは一応この法案が通過いたしました後において

も、当国会としても考えて行かなければならぬ問題だと思ひます。一党一派の問題でなしに、これは委員長と

に對して、資金を貸し付けるというこ

とに對して、なか／＼了承しないわけ

です。さういふことを新しく認

省として、さういふことを新しく認

めるといふことになる、今後予算の

次の年度のものが控えておりますから

妥当ではないと思ひます。しかしこう
いう新しく、従来三年間で融資の道が
とざされておつたものが、こういうと
ころに一つの活路を開きになつたと
いうこの努力が、この法案として現わ
れておる点は、私もこれを了承する
のでありますが、ただ問題はわずかな
金額でありますから、この金利の引下
げについて、農林省としては一段と御
盡力にならなければならぬと思ひま
す。このことは、かえつて開拓者の今
後の先行きにも影響があらうと私は思
いますので、その点について、政務次
官の御所信を承りまして、私の質問を
終りたいと思ひます。

○野原政府委員 足腰委員の御主張、
まことにごもつともであります。農林
省といつたしましては、今回の開拓者資
金融通法による五分五厘というもの
に、決して満足をしてゐるわけではな
いのであります。できるだけ早い機会
に、金利を引下げようなどの実現
に努力いたしたい、またこのわくの拡
大につきましても努力いたしたいとい
うことをお誓ひ申し上げておきます。
○大森委員 大体私どもの申し上げん
とするところは、足腰君からいろいろと
御質問があつたわけでありまして、私は
この法案に對しましては、まづたく御
意を表するのではありません。しかしな
がら今の農地局長からの答弁によると、
既存の農家はこれであるというよう
なお話がありましたが、開拓者の現
実を御存じないと思ひます。御承知の
ように、既存農家というのは相当の所
得を得る道を持つておる。しかし現在
の開拓者というものの生活状態を私ど
もは直接當つて見ておる。この目で見
ておる私どもからするならば、現在ま

で動物のような生活をいたしておる。
そうして開拓者の所得というものは、
どうなつておるかということをよく検
討せなければならぬが、今の開拓者の
農作物というものは、麦を少しつくつ
てゐる。あるいはいよがいを少しつく
つてゐる。かんじよを少しつくつて
ゐるというような程度のものでありま
す。そうして生活状態を見ますときに
は、今申し上げたような動物的な生活、
あるいは餓寒状態もなければ、電気も
なければ何もなし、そういうところに
生活をいたしておられるが、ゆえに、
彼らはお話のように何割かがゆえに、
落したといふことである。それは当然
だと思ひます。ゆえに私は、せつかく
七十何億という金をかけてやつた事業
でありますからこれをどうして育成
するかといふことが政府の根本方針で
なければならぬと思ひます。この
点から考えますときに、こ
ろの利益の少い開拓者から、既存農家と
同じような五分五厘の利子をとること
が当然だと言つたときは、農地
局長は現在の開拓者の実情を御理解な
いのではないか、かように考えるので
あります。この金利によつて貸し付け
ますならば、せつかくのいい政府の
考え方でありますけれども、実効が
伴わなければ何にもならぬと思ひま
す。借入れた、金利のために金も返せない
し、金利も納められないというよう
な状態になつて、なおその山にもおるこ
とができないというような状態が現わ
れるといひますならば、これはか
えつて逆作用を起すことになるのであ
ります。こういう点を考えますときに
に、農林省の努力に對しましては、私
は感謝いたします。しかしながら、現

在のこの三分何厘というものに引き直
していただくのでなければ、安い金だ
と申しますけれども、しかしながら利
益の少い人から考へてみるときに、
非常に高利の金だといわなければなら
ぬ。利益があれば一割の金を借りてお
つてもさしつかえない。しかし利益を
得ることのできない者からとるとい
ふことになりまして、その点は慎重に考
へるべきだ、私はかように考へており
ます。どうかこの金利の問題を、何と
か大蔵省と折衝していただいて、そ
うしてこれを解決していただかなか
れば、せつかくの案であるけれども、も
しろこれをやりましても、そのために
回収不能となり、そのために借りた者
が困難を感じるようなことに相なつて
は、かえつて逆作用に相なると思ひま
す。そういう点において、私はこれが
どうしてもできないというならば、反
對せなければならぬ、こう思ふので
あります。農地局長のお考えを承りた
いと思ひます。

○平川政府委員 開拓者に対する資金
といひましては、できるだけ低利で
あることをわれ／＼も望むことはもと
よりでございます。この点につきま
しては、大蔵省ともできる限りの折衝
をいたして参つたわけでありまして、何
分われわれといひましては、金利の
問題もさることでございます。すなわち
も、同時に資金そのものを得るという
ことが、開拓民として非常に必要性が
あるわけでありまして、ことに入植後三
箇年で開拓者融通の資金が打切られる
という現状に對しまして、非常に不満
足があるわけでありまして、何とかして
この三箇年過ぎました開拓農家に對し
ましても、家畜導入の資金がほしいと

いう要求が、非常に熾烈なわけであり
ます。もとよりわれわれといひしまし
ては、それが低利で供給されるという
ことを望むわけでありまして、大蔵省
と折衝の結果は、資金源についてはあ
る程度認める、しかし金利は普通の國
債の利回りの原価まで上げてもらいた
いといふことが、いわば交換條件に相
なつておりまして、われわれとしては
やむを得ず、その資金源を得るために
この程度までは認めざるを得なかつた
というのが実情でございます。

○大森委員 資金問題について開拓者
は希望してゐる。であるからその金利
は高くてもいいという議論は成立した
といひます。なるほど開拓者が
現に要求してゐることは、私どもも上
く知つております。また資金を与えて
やらなければ、現在の維持はできない
といふこともよくわかつております。
けれども今農地局長のおつしやるよう
に、資金を希望してゐるから、それで
金利は高くてもいいのだというよう
な言葉は当然ぬのである。これはただ
かならないが、しかしながらいくら
か出さなければならぬといふこと
は、考へておるでありまして、は
しい者は、おぼれる者はわらをもつか
むといふたえがおります通り、何で
もよろしいと思ふだらうが、私どもが
それを代表しております以上は、これ
をどうしたらいいのだといふことを上
く判断して、これを適当に私どもが解
決をつけねばならぬのじやないか、か
ように考へるのです。だから今あなた
の言われるように、希望しておるから
高くてもよろしいのだ、だからこの案
を出したのだといふことは納得できま
せん。先ほどから申し上げてゐるよう

に、この法案を出されたことには非常
に感謝いたします。しかしながら、金
利という問題に對して——その額は幾
らであつたか、私調べておりませんが、
わずかな金利だと思ひます。そのわず
かな金利をこの開拓者、この土民のよ
うな生活をしてゐる者からとらなけれ
ば、國家財政が持たないと言つたこと
きことは、われ／＼は解することがで
きない。先ほど政務次官は、何か日本
の今日の國家財政というやうなお話で
あつたが、國家財政に影響するがごと
き大きなものでは断じてありません。
貧弱なこつた生活をしてゐる者から
しほり上げなければ、國家財政が立た
ないといふやうな日本の現状では、私
は断じてないと思ひます。であります
から、あなた方にはお氣の毒であるけ
れども、もう少し大蔵省と折衝してい
ただいて、そしてこれを今われ／＼の
希望しておりますところまで、ひとつ
御努力願ひたい、そしてこの案をき
めていただきたいといふことを私は希
望いたします。

○平川政府委員 その御希望の点につ
きましては、私どももまことに同感な
んであります。何とかして従来の金
利をやつてもらえないかといふこと
を、ぜひぶん交渉いたしたわけであ
ります。われ／＼の力をもつていたしま
しては、結局この程度で了承しなけれ
ば、資金源そのものが得られないとい
うやうな実情にありまして、この
の点を了承した次第であります。開拓
者の状況としましては、できる限り低
利であることがいいという点につい
ては、まづたく同感でございます。今
後の問題といたしまして、先ほど政
務次官がお答え申し上げましたよう

に、できる限り努力いたしたいと存じます。

○大森委員 一言政務次官にお聞きしておきたい。先ほど足鹿君の質問に對してお答えの節に、こつともだが、日本の国家財政が云々というのを仰せられたが、この問題は國家財政に影響するほど大きな問題でありましようか。日本の國家財政は、この金利を三分六厘五毛を五分五厘にすることに上つて國家財政が違ふほど小さなものでありましようか。その点を伺いたい。

○野原政府委員 大森さんの御意見は、私の考え方の一部を開かれての曲解された面があると思ひます。私も実は國家財政から見れば、たかの知れたものでありまして、安くしたいのはまことに同感でございます。しかし御承知の通り國家財政と申しましたことは、日本の國家財政が非常に貧困であつて、國際的に見て、日本の金利が非常に高過ぎる。これははなはだ遺憾なことであるけれども、現實の問題としては確かに高いのであります。その点において、われ／＼は何とかして、特に開拓者に対する資金の問題はもつと安くしなければならぬという点の強い主張を持っておりますことは、おそれなくその熱意においては、大森さんと徑庭はなからうと思ひます。しかし現實の問題として、開拓者資金融通法によつて三分六厘五毛の低利で貸付はいたしておりますが、それは入植いたしまして滿三箇年の年次を限つての貸付なのであります。その期間が過ぎますと、一応その資金の貸付ができなくなるというやうな現實の問題になつております。しかばその法律を直せばいいやないか、何年でも貸せる

ようにすればいいやないかというところも、これまで従来の折衝によりますれば、非常に困難がある。そこで滿三年を経過したものに對しまして、事實上はまだ／＼當農は確立できていない。もう一息のところである。何とかしてこの際資金を心配してやる必要があるところから、資金融通の道を開きたいものであるという点で打合せをいたしたのであります。その点に立ちますと、勢い金利の問題につきましても、三分六厘五毛の開拓者資金融通法が長期ではまづい。これを五年ぐらゐの中期にして、そうして金利の方も五分五厘ぐらゐではどうかという点で、その間ももちろん農林省といつたしましては、あるいはもつと安く、あるいはもつと長期といふことの主張は遺憾なくやつたのでございますが、折衝の段階において、その利子の問題をあまり強く主張いたしますと、資金そのものが得られないというやうな結果に相なりまして、先ほど局長が御説明いたしました通り、今日の段階においてははなはだ不満の点はございまして、うけれども、この程度をもつてとにかく新しい資金の道を開こう。今後金利引下げその他について極力努力をする、誠意をもつて事に當りたいといふ考え方を持つておるわけでございます。

○平野委員代理 それでは午後の會議はこの程度にとどめまして、暫時休憩をいたします。午後は一時三十分から開会いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時二十四分開議

○平野委員代理 休憩前に引続き會議を開きます。

この際、農産物、特にばれいしよの検査及び防疫対策等の問題について、吉川君より質疑の通告があります。これを許します。吉川久衛君。

○吉川委員 私はこの際、種ばれいしよの國營検査の問題について若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

せんだつての農産物検査法一部改正の機会にも、多分足鹿議員でしたか、石井議員でしたかからこの問題について御質疑があつたのでございしますが、そのときも、どうも政府の答弁がはつきりしていなかつた。そのういたしましたところ、たま／＼今東京都下で、無病という國營検査の証明付で、北海道から種じやがを六万俵、八十四万俵を移入したのであります。それが最近に至りまして、所によつてはほとんど全滅で、東京都下北部の二百五十町歩、西部の世田谷、練馬の一部では三百五十町歩が大体七割ないし八割の被害ということになりました。世田谷の私の住んでおります烏山の近辺のごときは、ほとんど全滅であります。無病だといふ國營検査の証明付でこのやうなバイラスの被害というものは、われ／＼はどうしても納得ができない。こういうことは今始まつたことではない。毎年あるものであります。これに對して、政府は今までもいろいろ問題についてどういふ措置をとられて来たのであるか。ことに今回この六百町歩について起きました被害は、北海道の空知郡中富良野、上富良野の兩村から来た八千八百七十二俵の種にもついて、はつきりと状況がわかつておるのであります。この損害は百四十万圓の減収見込みでありまして、その損害と、それから種いもの代

価が二千四百六十萬圓と推定されておりますが、合計四千五百六十萬圓の損害額といふことだそうであります。こゝういつた問題について、どういふやうな検査をやつておるのか。その検査の方法において、あるいは過程において、こゝういつた皆さんの検査が行われ得るものであるかどうか。そうしてこゝういつたやうな問題は、あるいは検査後生産農家の手に入るまでの間において、検査証紙がすりかえられるやうなこともあり得るのであるかどうか。検査の場合の責任、それから証紙がすりかえられた場合の責任、こゝういつた事犯の起きた場合に、政府特に農林省としてはどういふやうな御措置をとつておいでになりますか。政府としての責任はどうか。それからこれの損害は、全滅もしくは七割、八割の超異常災害といふやうな状態にありますので、これに對しては政府が何らかの措置をとらなければならぬ。損害補償の対策いかに。これらの問題について、明快な答えをお願いいたします。

○大澤説明員 ただいまお話がありましたやうに、私も北海道からの種いもの使つたといふことによつて、東京都下にバイラスの非常にひどい被害が起きておることを聞いております。そこで私もどうも聞いております。道に種いもの生産地について調査をいたしておるところであります。その調査をまたねば判断がつかぬのであります。大澤北海道にはたいたいた七人の防疫官と四百人余りの補助員とを使つて、種いもの圃場で検査をしておるわけでありまして、そこで圃場で検査いたしましたものに証明書を出して、種いものとしての証紙をつけて各地に流し出すわけでありまして、その間におきまして、今日お話がございましたやうに、種付をしたものが全部被害を受けたおるといふやうなことは、今の検査の方法からいいますと、ちよつと予想のつかぬことである。多少のものがまざるやうなことは、あるいはあるやうなことを、全般的にこれほどの被害を出すやうな病気のつらいものが、検査を受けたものの中から出て来るやうなことは、私どもとしてはおぼろ／＼と想像のつかないところでございます。そこでさういふ調査をしたかといふことを再確認してあるところであります。それから証紙が途中ですりかえられたのではないかとこゝういふ御説がございしましたが、これも調べてみませんことには何とも申し上げようがないと思ひます。それから非常に大きな被害が起きたときの補償の問題でございますが、今ただちに國が補償するといふやうな結論を出すことは、ちよつとまだ申し上げかねると思ひます。

○吉川委員 私は大澤課長に伺ひますが、この問題には當然國家が補償しなければならぬ問題が起きて来ると思ふのですが、さういつたやうな場合に、政府がはつきりした答弁をしなければならぬ場合が予想されるのです。さういふときに、あなたは大臣のかわりでおいでになつたのか局長のかわりでおいでになつたのかしらないが、あなたがそこにおいでになるやうになつたとき、ちよつと聞かしていただきます。

○大澤説明員 農政局長が何うべきところを、ちよつと都合がありましたの

で、私かわつて参つたのであります。

○吉川委員 私にはまだ残念だと思
います。これは、政府がこの程度の間
題は大したことはない、いかに輕視
しておいでになるのかいい証左だと思
うのです。これは東京都下に起きたわ
ずか二千四百町歩のうちの六百五十町歩
ばかりのことであります。すけれども
も、しかし種じやがの生産地というも
のは限られておるのです。一東京都下
の需要を満たすために、どこからでも
持つて来られるというのではなくて、
北海道で生産されたものがほとんど全
國的に配給されているのです。だから
北海道の種の生産において毎年繰返さ
れる問題であるが、こういった問題は、
徹底的対策が立てられない限り、一東
京都下の問題じやない。全国各地のい
もの生産農家は不安にたえられない。
こういう全国的な大きな問題を、一東
京都下のわずか六百五十町歩のことで
だからというので、非常に輕々に取扱
わんとおいでになる農林省の態度
は、日本の農政のために熱意を持つて
おいでになるかどうかをわれ／＼は疑
わざるを得ないのです。局長が都合が
悪くておいでにならぬとすれば、課長
でもいいと委員はお考えになつたの
ですか。その辺農林委員長としてのあ
なたのお考えを聞いておきたいと思
います。

それからも一つ、これから調査し
てみなければわかりませんということ
でしたが、徹底的に調査しているのか
どうか。あるいは調査をする御意思が
あるのかどうか。調査の結果こういう
事実があつたということになりますれ
ば、それに対して政府は補償する考え
があるのかどうか。調査してみた結果

でなければわからないというようなあ
いまいなことではならない。そういう
重要な問題を御答弁なさるには、農政
課長さんでは気の毒で、あなたに要求
するのは無理なのだから、今度は政府
の責任ある人に来ていただいで御答弁
をお願いしたいと思います。局長にかわつて
おいでになつたあなたの立場ではどう
いうお見通しなのか、参考のために伺
つておきます。

○平野委員代理 ちよつと申し上げ
ますが、吉川委員から特にばれいしよ
等の検査の問題について説明員から説
明を聞きたい、こういう御要求があつ
て、政府の方針について別の御要求が
あります。適当な機会に政府委員
から御答弁を願ふことにいたします。
○足置委員 閣下して……。今吉川委
員の御質問に対して、調査中であるこ
ういふ意味の御答弁がありました。私
はこの間農産物検査法の一部改正法律
案を本委員会において審議をいたしま
した際に、この検査に關連のある事項
でありましたので、北海道の種じもの
問題について質問をいたしました。そ
の際に食糧庁の総務部長の松任谷さん
は、その事実について調査が不十分で
あつた。今後十分調査をして適當な措
置を講ずるということをはつきり言明
をなさつて歸つておられます。ところが
が当面のこの問題の責任は、食糧庁の
検査關係には私は直接關係ないと思
う。あくまで植物防疫を担当してい
でになる農政局及び農政局の植物防疫
課、そういう方面が直接の責任であろ
うと思う。これから調査をなさるとい
うような意味の御答弁でありました
が、私が質問いたしましたからにはもう

大分日時もたつております。食糧庁の
検査担当の方ともお打合せになつ
て、調査が進行しておるのであります
か。その辺はいかがでありますしよう
か。

○大澤説明員 ただいま調査をいたし
ております。それから食糧庁の検査關
係とも打合せをしております。植物防
疫の關係の防疫官が検査いたしました
ものについて、農産物検査法の検査を
やつて商品として市場に出る、こうい
うことになるわけでありまして。

○足置委員 私も現地でこれを見て
来ました。私はその被害者の一人であ
ります。非常に關心を持つてお
るのであります。問題は植物防疫法の
非常に不徹底であるということから、
今吉川さんが言われたような事態も起
きて参つたのであります。これはただ
單に東京都下の問題のみならず、全国
でこういう被害が頻々として起きて来
ておるのであります。これは本年に限
らず、昨年その前もこういう事例は
あるのであります。ところが先刻も課
長が申されました七人の防疫官があ
つて、四百人の補助員があるということ
を言われますが、圃場の採取検査を
やる権限があるのは植物防疫官七人
であらうと思つて。おそらく七人やそ
の防疫官では、北海道のあの荒漠たる
地域に栽培しておるところの種ばれい
し上の圃場における審査並びにこれら
の採取というところは、私は不可能だ
と思つて。従つてこの補助検査員は大
格付検査員であるにもかかわらず、こ
れにある程度協力をお願いするの
であります。おそらくこの検査員の
人々は、防疫官の仰せられるように、
ほんとうに嚴正な採取等がいろいろ

事情があつてできないものと見てお
るのです。そこからこういう事態が起
つて来て、植物防疫法は結局空文化し
つある実情にあるのではないかと私は
心配しておるのです。そこで今も吉川
委員からお話がありました。防疫法
によつて、いわゆる安全無害の種じも
として検査をして出されたものが、生
産農家の手に渡つて、栽培の結果、思
いもかけない大きな病害が発生して被
害を受けた、こういうつた場合に、その
責任は一体だれにあるのですか。植物
防疫法が嚴存し、それによつて検査が
行われておる以上は、国の法律によつ
て検査が行われた場合に、不完全な検査
を受けたために被害を受け、被害を
受けたという事になれば、私は当然
これは國家の責任に歸することは明
かであらうと思つておるのですが、さうい
う点についていかうにお考えになつて
おりますか。

○大澤説明員 植物防疫法によつて完
全な検査をしたものでなければ、商品
として売り出さない、こういう建前
になつておりますので、あくまでも完全
な検査が前提でございまして、このこ
とが起つたというようなことがもしあ
るとすれば、検査の責任にならうと思
います。しかし今度の北海道の場合は、
一体どこに責任があるのかというよう
な点についても、今調査をしておるこ
ろであります。

でありますから、もうその責任の歸屬
は言わずして明らかであらうと私は思
う。それを御調査になるというのには、
慎重を期せられる意味においておやり
になることは別にさしつかえありません
が、これは課長がさういふ重大な言
明をなさることはどうかと思つて、
これ以上は申しませんが、この点は明
らかであらうと思つて。従つてその責
任がどこにあるかは別として、いづれ
にしても、こういう事態が起きつづ
めることは事実であります。それに対
しては一体どういふ査察を持つておい
でになりますか。私はいろいろ現地で
調査をして参りましたが、票箋が、二
十五年産の票箋と二十六年産の票箋が
明らかでない。票箋の横流しが行われ
ておることから五十四程度で取引され
ておるといふことも、たれ知らぬこと
のない事実です。現地へ行つてごらん
なさい、これは明らかでございます。そ
ういふものに対して、票箋についても、
また格付検査をやつたものも、これに
對する取締りもできなかったれば対策も立
たぬ、これが今日まで放任してあると
いうことは、怠慢もはなはだしと思
う。そこで、これに對するところの対
策はどうか、先日農産物検査法の一部
改正案のときに私は申し上げたのです
が、これから調査するという御答で
あつた。あなた方は農政局において
なるのでありますから、調査どころで
はない、もうこの事実が大体において
隠れもないことであるから、植物
防疫法の改正であるとか、あるいはい
ろいろこれに關連するところの対策が
立てられなければならないと私は思
う。それはもうすでになければならぬ

はずのものである。そういう点についてはどういふ御準備をなさつておられますか、もしおわかりであるならば、この際御発表いただきたいと思ひます。

○大澤説明員 たゞいま研究中でありまして、特にこれといつて申し上げることはございません。

○井上(長)委員 関連してちよつと伺つておきますが、農林省の植物防疫法ですか、検査法ですか、その検査は現地において、これ／＼のものを検査してくれといつて持つて来ますね、検査しますね、そこで検査に合格しますね、とすると、その合格したものに対する政府の責任は、その場だけの責任であるか、かりに今度北海道から出して来て農家の庭先に持つて来る、これを美際には植えてしまつて病菌が発生して来たという場合に、責任がそこまで来ておるか。それは北海道の、産地だけの検査であつて、全国各農家の庭先に来てそれが栽培された後まで責任があるかどうか、これは重大な問題である。その点が明らかにされておきませんと、損害賠償の問題にも重大な関係になつて来ますから、そこに植物検査法施行の上における法律上の不備が、多少どこかにありはせぬかという点も、一応検討を要する問題であらうと思ひます。だから北海道で検査を申請して来ましたが、検査したときの合格証票として渡す。しかしそれが数日、数十日あるいは数箇月の後まで、検査の証票通りということになるのかどうか、これは重要な問題になつて来ますから、その点をあなたはひとつ関係官とよく相談されて、慎重に御答弁されぬと、重大な問題になつて来ます。

これは法の運用の上で大事じやないかと思ひますから、一応私からもその点について確かめておきます。

○大澤説明員 おつしやる通りでありまして、植物防疫法の関係の検査は、圃場にあるいもを検査しまして、その圃場にあるいもについて責任があるものでありまして、もし仮定として言へば、ならば、そのいもが後に詰められて、どこかでほかのいもになつて、そのほかのいもになつたものまでの責任を植物防疫法で負うといふことはなからうと思ひます。

○河野(健)委員 関連して……。これは今度北海道のいもは、たとえば芝浦なら芝浦へ船で持つて来た場合に、非常に腐つた、また病害が出たというので、それを北海道へまた再び高い運賃をかけてもどすといふことを毎年繰返しておつた。今回これが自由になりまして、今井上さんがお尋ねになりましたように、種いもの場合の特殊性より考へて、検査当時における品質の保障というだけでなく、特に種いもの場合には消費する農家の手に渡るまでの間、何らかの別途の方途を講じないと、今後これを繰返すだけだと思ひます。それについて現在の検査法においては、種いもの場合は、別途の何か政府はどこまでの責任を持たれるという分岐点がありますか。たとえば北海道から東京へ持つて来て、東京の農協なら農協の手を経て渡るまでは責任を持つとか、それとも一般の検査と同様に、俵へ詰めるまでの形においての検査を保障するのみだといふことであるか。こころのところがひとつはつきりしてもらいたいと思ひます。もしその点がはつきりしていなければ、今後種いものについては別途一般のいもとは違ふところの、検査についての立法措置を講じなければいけないと思ひます。たとえば種苗法の場合にも私は論議したのですが、種苗法あたりでも非常に問題があるのです。たとへば大根の種は検査されておるけれども、買つてまいりてみた場合、全然大根が芽しなかつたとか、また全然品種の違つたものが出たとかといふことが非常に多いのです。でありますから、この検査につきましては、病害はもちろんのこと、品種についてのすりかへ等があつた場合に、どういふふうな罰則規定、政府はどういふふうな責任を持つたれるかといふことについて、現在はどうなつておるか。また今後その不備の点は、どういふふうな改正する意思があるか、それを伺ひたい。

○大澤説明員 圃場における病気があるなしを責任を持つて検査する、こういういふことになつております。

○平野委員代理 この問題はきわめて重大であります。この際責任ある政府の態度を求めねばならないと思ひますので、適当な機会に政府委員の出席を求めて問題を明らかにしたいと思ひますが、いかがでありますか。

○河野(健)委員 責任ある説明を願うと同時に、政府自体も、現在の検査法についての、特に毎年繰返されるばれいしよの種いものい／＼な被害について、現行法では不備の点は十分わかつておられるわけでありませうから、次会に説明されると同時に、現行法における不備の点については、来るべききわめて近い機会に、こういふふうな改正する、そうして政府の責任の分岐点をばつきりするといふような用意をもつて当委員会に臨んで、答辯してもらいたいと思ひます。

○吉川委員 私は説明員を要求したのではなく、賠償要求までするつもりだつたから、政府の責任ある人を要求したんです。その点言つておきます。

○平野委員代理 さよう取扱うことにいたします。

○平野委員代理 次に農地法案及び農地法施行法案を一括議題とし、引続き質疑を行います。竹村奈良一郎。

○竹村委員 私はまず根本的な問題は、農林大臣が来られたときにいたしまして、事務的な点から聞いて行きたいと思ひます。

第一に聞きたいのは、今度の第一條でございまして。前には農村における民主化の推進をはかるという点が入つておつたのでございしますが、それが抜かれてゐる。なせ第一條から、農地改革の一番根本目的である農村における民主化の推進といふことを抜かれたか。この点から承つておきたい。

○平川政府委員 これは、要するに、非常に大きな農業政策全体と申しますか、さらに国全体として民主化の問題はあるわけであり、農地法のきわめて基本的な当然の前提である。農地法といひましたのは、その基礎の上に立つて自作農をできるだけあやして、生産の増進をはかるという、直接農地法のねらつてゐるところを書いたといふだけの意味でありまして、別に他意はないわけでありませう。

○竹村委員 とこが法の総則、しかもその中の第一條の目的をうたうところにおきまして、それが抜けておる。少くとも今まで農村における民主化の推進といふことは、一番重要な問題であり、しかも現在日本の国におけるいわゆる封建的な残滓物といふものは、農村に一番多いわけでありませう。これはだれも異論のないところでありませう。しかも農地改革を行ふ一番根本的な精神は、先ほど申し上げましたように、やはり農村の民主化の推進が一番大きいのであります。もちろんこれは今おつしやいましたように、いろいろな面で言われませうけれども、しかし農民の最も根本的な問題は、その土地の根本政策を行ふにある。この説明書を見てみますと、今度の法案は従来のいろいろな法律を一つにまとめたものである。まとめたものであるとするならば、一番かんじんな、一番目的の中心になり、しかもそれが一つの主目的というよりも、むしろ土台になるところのこの條文が、單に他意がないというだけの説明ではちよつと納得ができません。これは私一人ではありませぬ。おそらく全日本の農民諸君が納得し得ないものだと思ひます。それだけの説明ではちよつと不足です。従つて今度の農地法でこの根本的な精神である農村の民主化の推進といふことを抜いたといふことは、民主化をあととどらせようという意図があるかのごとく見受けられるわけでありませうが、この法律において特に抜かれた理由が、先ほどの御答弁ではちよつと納得ができません。いふが、どういふ考へであつたのか、はつきりおつしやつていただきたい。これは全体の問題であるといふことでは解決しないのです。

○平川政府委員 先ほど申し上げた通りでありまして、まったく他意はないのであります。具体的に中味について

後種いものについては別途一般のいもとは違ふところの、検査についての立法措置を講じなければいけないと思ひます。たとえば種苗法の場合にも私は論議したのですが、種苗法あたりでも非常に問題があるのです。たとへば大根の種は検査されておるけれども、買つてまいりてみた場合、全然大根が芽しなかつたとか、また全然品種の違つたものが出たとかといふことが非常に多いのです。でありますから、この検査につきましては、病害はもちろんのこと、品種についてのすりかへ等があつた場合に、どういふふうな罰則規定、政府はどういふふうな責任を持つたれるかといふことについて、現在はどうなつておるか。また今後その不備の点は、どういふふうな改正する意思があるか、それを伺ひたい。

○大澤説明員 圃場における病気があるなしを責任を持つて検査する、こういういふことになつております。

○平野委員代理 この問題はきわめて重大であります。この際責任ある政府の態度を求めねばならないと思ひますので、適当な機会に政府委員の出席を求めて問題を明らかにしたいと思ひますが、いかがでありますか。

○河野(健)委員 責任ある説明を願うと同時に、政府自体も、現在の検査法についての、特に毎年繰返されるばれいしよの種いものい／＼な被害について、現行法では不備の点は十分わかつておられるわけでありませうから、次会に説明されると同時に、現行法における不備の点については、来るべききわめて近い機会に、こういふふうな改正する、そうして政府の責任の分岐点をばつきりするといふような用意をもつて当委員会に臨んで、答辯してもらいたいと思ひます。

○吉川委員 私は説明員を要求したのではなく、賠償要求までするつもりだつたから、政府の責任ある人を要求したんです。その点言つておきます。

○平野委員代理 さよう取扱うことにいたします。

○平野委員代理 次に農地法案及び農地法施行法案を一括議題とし、引続き質疑を行います。竹村奈良一郎。

○竹村委員 私はまず根本的な問題は、農林大臣が来られたときにいたしまして、事務的な点から聞いて行きたいと思ひます。

第一に聞きたいのは、今度の第一條でございまして。前には農村における民主化の推進をはかるという点が入つておつたのでございしますが、それが抜かれてゐる。なせ第一條から、農地改革の一番根本目的である農村における民主化の推進といふことを抜かれたか。この点から承つておきたい。

○平川政府委員 これは、要するに、非常に大きな農業政策全体と申しますか、さらに国全体として民主化の問題はあるわけであり、農地法のきわめて基本的な当然の前提である。農地法といひましたのは、その基礎の上に立つて自作農をできるだけあやして、生産の増進をはかるという、直接農地法のねらつてゐるところを書いたといふだけの意味でありまして、別に他意はないわけでありませう。

○竹村委員 とこが法の総則、しかもその中の第一條の目的をうたうところにおきまして、それが抜けておる。少くとも今まで農村における民主化の推進といふことは、一番重要な問題であり、しかも現在日本の国におけるいわゆる封建的な残滓物といふものは、農村に一番多いわけでありませう。これはだれも異論のないところでありませう。しかも農地改革を行ふ一番根本的な精神は、先ほど申し上げましたように、やはり農村の民主化の推進が一番大きいのであります。もちろんこれは今おつしやいましたように、いろいろな面で言われませうけれども、しかし農民の最も根本的な問題は、その土地の根本政策を行ふにある。この説明書を見てみますと、今度の法案は従来のいろいろな法律を一つにまとめたものである。まとめたものであるとするならば、一番かんじんな、一番目的の中心になり、しかもそれが一つの主目的というよりも、むしろ土台になるところのこの條文が、單に他意がないというだけの説明ではちよつと納得ができません。これは私一人ではありませぬ。おそらく全日本の農民諸君が納得し得ないものだと思ひます。それだけの説明ではちよつと不足です。従つて今度の農地法でこの根本的な精神である農村の民主化の推進といふことを抜いたといふことは、民主化をあととどらせようという意図があるかのごとく見受けられるわけでありませうが、この法律において特に抜かれた理由が、先ほどの御答弁ではちよつと納得ができません。いふが、どういふ考へであつたのか、はつきりおつしやつていただきたい。これは全体の問題であるといふことでは解決しないのです。

○平川政府委員 先ほど申し上げた通りでありまして、まったく他意はないのであります。具体的に中味について

進といふことは、一番重要な問題であり、しかも現在日本の国におけるいわゆる封建的な残滓物といふものは、農村に一番多いわけでありませう。これはだれも異論のないところでありませう。しかも農地改革を行ふ一番根本的な精神は、先ほど申し上げましたように、やはり農村の民主化の推進が一番大きいのであります。もちろんこれは今おつしやいましたように、いろいろな面で言われませうけれども、しかし農民の最も根本的な問題は、その土地の根本政策を行ふにある。この説明書を見てみますと、今度の法案は従来のいろいろな法律を一つにまとめたものである。まとめたものであるとするならば、一番かんじんな、一番目的の中心になり、しかもそれが一つの主目的というよりも、むしろ土台になるところのこの條文が、單に他意がないというだけの説明ではちよつと納得ができません。これは私一人ではありませぬ。おそらく全日本の農民諸君が納得し得ないものだと思ひます。それだけの説明ではちよつと不足です。従つて今度の農地法でこの根本的な精神である農村の民主化の推進といふことを抜いたといふことは、民主化をあととどらせようという意図があるかのごとく見受けられるわけでありませうが、この法律において特に抜かれた理由が、先ほどの御答弁ではちよつと納得ができません。いふが、どういふ考へであつたのか、はつきりおつしやつていただきたい。これは全体の問題であるといふことでは解決しないのです。

○平川政府委員 先ほど申し上げた通りでありまして、まったく他意はないのであります。具体的に中味について

○河野(健)委員 責任ある説明を願うと同時に、政府自体も、現在の検査法についての、特に毎年繰返されるばれいしよの種いものい／＼な被害について、現行法では不備の点は十分わかつておられるわけでありませうから、次会に説明されると同時に、現行法における不備の点については、来るべききわめて近い機会に、こういふふうな改正する、そうして政府の責任の分岐点をばつきりするといふような用意をもつて当委員会に臨んで、答辯してもらいたいと思ひます。

○吉川委員 私は説明員を要求したのではなく、賠償要求までするつもりだつたから、政府の責任ある人を要求したんです。その点言つておきます。

○平野委員代理 さよう取扱うことにいたします。

○平野委員代理 次に農地法案及び農地法施行法案を一括議題とし、引続き質疑を行います。竹村奈良一郎。

○竹村委員 私はまず根本的な問題は、農林大臣が来られたときにいたしまして、事務的な点から聞いて行きたいと思ひます。

第一に聞きたいのは、今度の第一條でございまして。前には農村における民主化の推進をはかるという点が入つておつたのでございしますが、それが抜かれてゐる。なせ第一條から、農地改革の一番根本目的である農村における民主化の推進といふことを抜かれたか。この点から承つておきたい。

○平川政府委員 これは、要するに、非常に大きな農業政策全体と申しますか、さらに国全体として民主化の問題はあるわけであり、農地法のきわめて基本的な当然の前提である。農地法といひましたのは、その基礎の上に立つて自作農をできるだけあやして、生産の増進をはかるという、直接農地法のねらつてゐるところを書いたといふだけの意味でありまして、別に他意はないわけでありませう。

○竹村委員 とこが法の総則、しかもその中の第一條の目的をうたうところにおきまして、それが抜けておる。少くとも今まで農村における民主化の推進といふことは、一番重要な問題であり、しかも現在日本の国におけるいわゆる封建的な残滓物といふものは、農村に一番多いわけでありませう。これはだれも異論のないところでありませう。しかも農地改革を行ふ一番根本的な精神は、先ほど申し上げましたように、やはり農村の民主化の推進が一番大きいのであります。もちろんこれは今おつしやいましたように、いろいろな面で言われませうけれども、しかし農民の最も根本的な問題は、その土地の根本政策を行ふにある。この説明書を見てみますと、今度の法案は従来のいろいろな法律を一つにまとめたものである。まとめたものであるとするならば、一番かんじんな、一番目的の中心になり、しかもそれが一つの主目的というよりも、むしろ土台になるところのこの條文が、單に他意がないというだけの説明ではちよつと納得ができません。これは私一人ではありませぬ。おそらく全日本の農民諸君が納得し得ないものだと思ひます。それだけの説明ではちよつと不足です。従つて今度の農地法でこの根本的な精神である農村の民主化の推進といふことを抜いたといふことは、民主化をあととどらせようという意図があるかのごとく見受けられるわけでありませうが、この法律において特に抜かれた理由が、先ほどの御答弁ではちよつと納得ができません。いふが、どういふ考へであつたのか、はつきりおつしやつていただきたい。これは全体の問題であるといふことでは解決しないのです。

○平川政府委員 先ほど申し上げた通りでありまして、まったく他意はないのであります。具体的に中味について

○河野(健)委員 責任ある説明を願うと同時に、政府自体も、現在の検査法についての、特に毎年繰返されるばれいしよの種いものい／＼な被害について、現行法では不備の点は十分わかつておられるわけでありませうから、次会に説明されると同時に、現行法における不備の点については、来るべききわめて近い機会に、こういふふうな改正する、そうして政府の責任の分岐点をばつきりするといふような用意をもつて当委員会に臨んで、答辯してもらいたいと思ひます。

○吉川委員 私は説明員を要求したのではなく、賠償要求までするつもりだつたから、政府の責任ある人を要求したんです。その点言つておきます。

○平野委員代理 さよう取扱うことにいたします。

○平野委員代理 次に農地法案及び農地法施行法案を一括議題とし、引続き質疑を行います。竹村奈良一郎。

○竹村委員 私はまず根本的な問題は、農林大臣が来られたときにいたしまして、事務的な点から聞いて行きたいと思ひます。

第一に聞きたいのは、今度の第一條でございまして。前には農村における民主化の推進をはかるという点が入つておつたのでございしますが、それが抜かれてゐる。なせ第一條から、農地改革の一番根本目的である農村における民主化の推進といふことを抜かれたか。この点から承つておきたい。

○平川政府委員 これは、要するに、非常に大きな農業政策全体と申しますか、さらに国全体として民主化の問題はあるわけであり、農地法のきわめて基本的な当然の前提である。農地法といひましたのは、その基礎の上に立つて自作農をできるだけあやして、生産の増進をはかるという、直接農地法のねらつてゐるところを書いたといふだけの意味でありまして、別に他意はないわけでありませう。

ごらんを願いますればわかりますように、農村の民主化の方向に逆行するといふようなことは毛頭ないと考えておるのであります。あまりに基礎的な、あまりに一般的なことでありまして、特に農地法においてそれをうたう必要はないのではないかと、かように考えたのであります。

○竹村委員 この問題の内容についてはあとでやりましよう。しかし問題は、あまりにも一般的問題だとおつしやいます。今日の農村の実情からいって、他意がないとするならばこれは入れてもいいのじやないか。おそらく各党でも相談して、これはぜひ入れなければならぬということになると思ひますが、もし入れられなかつたならば、わが党だけでも問題を解決したいと思ひます。この問題を抜くということ

は、私は非常に大きな問題だと思ひます。もう一つ聞いておきたいのは、統一して二條の問題であります。統一して二條の問題でありますが、「この法律で『世帯員』とは、住居及び生計を一にする親族をいう。この場合において、世帯員のいづれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす。これではちよつとわからぬ。こうなると非常に問題が多岐になつて来ると思ひます。たとえば住居と生計を一にした親族をいふとはつきりいつております。またその次の「世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にする」と、この定義は非常にややこしい。

私はこの際あなたの答弁を通じて、今後農村において種々の問題が起るときに、この答弁を土台にした解決をはか

らなければならぬと思ひますので、特にあなたの方ではわかつてゐるのかしらぬけれどもこれはつきりしておきたい。実際にいふとこういう問題をやりますときに、たとえば不在地主として買収するかしないかという紛糾が起る原因はここにあるわけですから、つまり同一家族で一応住居しておつて、しばらくたつたらどこかに行つた、しかし今度またここに住居するのだというこの認定が紛糾の種になるのであります。これは何箇月くらい離れておつても同一住居とみなすのか、この点をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○平川政府委員 その辺になりますと結局常識によつて判断するよりいたし方がないわけでありまして、要するにこういうことを書いた目的は、たとえば病氣のためにしばらく入院してゐる、あるいは学校に行つてゐるという場合に、ただちにこれが別の世帯員であるという理由によつてその農地の所有関係に法的な制約を受けるということとは、常識に反するといふ意味で書いたものでございまして、病氣の種類によつて何箇月くらいが適当であるというところもありましようし、ここでそういうことを数学的に申し上げることは困難であります。おのづから常識によつて適当な判断ができる、かように考えてゐるわけでございます。

○竹村委員 それで大体わかりました。それではこの場合は病氣とかそういうのはつきりした場合をいふ、こう解釈していいわけですからそれはそれでいい。それで「親族」と單にうたつてあります。この親族とは法律上の何親等までを言われるのかということ

です。○平川政府委員 これは民法の規定してある通り六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族ということになるわけでありまして。

○竹村委員 次に四の「その他省令で定める事由」となつておりますが、この「省令で定める事由」とは一体どういう場合をさすのですか。

○平川政府委員 ただいま考えられておりますのは外地に抑留されてゐる、あるいは服役してゐるというような場合を想定してあります。

○竹村委員 第三條のところ、これはつきりしておかないと、非常に法的な方法でこれが取扱われやうと思ひます。ここにいろいろ定めてありますが、この中で、「権利を法定し、若しくは移転する場合は、省令で定めるところにより」となつておりますが省令で定めるところは一体どういふ点でございませうか。

○平川政府委員 これはたとえば許可を受ける場合の申請の様式といつたような手続的なことを考えております。

○竹村委員 統一して伺ひますが、この中の三ですが、「これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合」となつておりますが、これはどういう場合でありますか。

○平川政府委員 これは国あるいは都道府県が権利を設定する場合を想定してゐるわけでありまして、従来の農地でもそういうことがあるわけでありまして。

○竹村委員 さてこの点で一つ伺つておきたいのは、これらの権利を取得する国または都道府県という場合、たとえば警察予備隊あるいは駐留軍の基地

とかいふ場合にもこれが適用できるときがあるように思ひますが、その点はどうか。

○平川政府委員 予備隊の場合に当然国に入るのではありません。

○竹村委員 予備隊の場合は入るとして、それからもう一つ聞いておきたいのは、たとえばこの農地をつぶす場合に、たとえば三千坪を工場にする。それから二千坪を杜宅にするというような場合は、これは農林大臣の許可が得られるのですか、どうですか。

○平川政府委員 この坪数の計算につきましては、その一つの事案として合計を考へておりますから、一つの工場を經營する工場敷地とそれに不可分の杜宅というようなものについては、合計して計算をいたします。

○竹村委員 ここにもたび／＼出て来るのですが、この第三條の八の場合に「その他省令で定める場合」と「この法律を見て参ります」との省令で定める場合が非常に多いのですが、この場合の「省令で定める場合」とは何ですか。これはつきりしておかないと農林省の政府の、御都合でどうでもなるといふ場合が非常に多いのですが、その辺はどうですか。

○平川政府委員 この八号については実はさしあたり考へてゐるものはないと思ひます。

○竹村委員 ちよつと委員長に伺ひますが、委員会の構成があまりにも定足数を欠いておられます。しかも与党議員は全然出ておりません。こういう状態で続けること自体が、私は少くとも委員会の権威にもかかわると思ひます。従つて私は法規によつて定足数を

そろえてから質問をいたしたいと思ひます。○平野委員長代理 ただいま定足数を欠くに至りましたので、本日はこの程度にて散会をいたします。次会は公報で御通知いたします。午後三時三十分散会